

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） 1

改正案	現行
<p>（参事官及び技術参事官） 第二十一条 大臣官房に、参事官二十三人及び技術参事官一人を置く。</p> <p>2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。</p> <p>3 大臣官房に置く技術参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。</p> <p>（都市局に置く課等） 第八十二条 都市局に、次の八課及び参事官一人を置く。</p> <p>総務課 国際・デジタル政策課 都市安全課 まちづくり推進課 都市計画課 市街地整備課 街路交通施設課 公園緑地・景観課</p> <p>（総務課の所掌事務） 第八十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 都市局の所掌事務に関する総合調整に関すること。</p> <p>二 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（国際・デジタル政策課及び都市安全課の所掌に属す</p>	<p>（参事官及び技術参事官） 第二十一条 大臣官房に、参事官二十一人及び技術参事官一人を置く。</p> <p>2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。</p> <p>3 大臣官房に置く技術参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。</p> <p>（都市局に置く課等） 第八十二条 都市局に、次の八課及び参事官一人を置く。</p> <p>総務課 都市政策課 都市安全課 まちづくり推進課 都市計画課 市街地整備課 街路交通施設課 公園緑地・景観課</p> <p>（総務課の所掌事務） 第八十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 都市局の所掌事務に関する総合調整に関すること。</p> <p>二 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。</p>

るものを除く。)

- 三 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の庶務に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(国際・デジタル政策課の所掌事務)

第八十四条 国際・デジタル政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。
- 二 都市局の所掌事務に関するデジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定するデジタル社会をいう。)の形成に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。

- 三 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の庶務に関する事。

- 四 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(都市政策課の所掌事務)

第八十四条 都市政策課は、都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務(総務課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。